

第4 一般取扱所

第4 一般取扱所（危政令第19条）

1 区分

- (1) 「一般取扱所」とは、危政令第3条第4号で規定する「給油取扱所」、「販売取扱所」、「移送取扱所」以外の取扱所であり、これら以外のあらゆる取扱形態に係る取扱所が該当する。
- (2) 危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものについては、一般取扱所として規制する。
- (3) 有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサン（第1石油類）から水素を製造する次の施設は一般取扱所として取り扱う。【H28.3.1消防危37】

ア 原料となるメチルシクロヘキサンから脱水素して水素を取り出す工程を有する。当該工程では、熱源として灯油が消費されるとともに、副産物として、トルエン（第1石油類）が生成される。

なお、1日に脱水素するメチルシクロヘキサンは指定数量以上である。

イ メチルシクロヘキサン、トルエン及び灯油を貯蔵するタンクが地下に設置される。

ウ トルエンを移動タンク貯蔵所で回収する。

2 規制範囲

一般取扱所の許可単位は、製造所と同様に危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設からの独立性があること等を考慮し総合的に判断する必要があることから、次の事項を参考として規制範囲を特定する。

- (1) 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所

危政令第19条第1項を適用する一般取扱所の規制範囲は、次のとおりとする。

ア 原則として、棟ごと又は一工程を単位とし、かつ、場所的に一体性を有すると認められる附属設備及び保有空地を含めて一の一般取扱所として規制するものとする。【S37.4.6自消丙予発44】

そのため建物内で完結して設置されたものは、建物一棟をもって一の規制範囲とし（一棟規制）、屋外で完結して設置されたものは一連の工程等をもって一の規制範囲とする。

イ 次に掲げるものは、当該一般取扱所と切り離して規制すること。

(ア) 下記5「特殊な一般取扱所」に定めるもの

(イ) 一般取扱所の作業工程上の関連設備であっても、場所的に一体性を有さないもの

(ウ) 一日における危険物の取扱量と比較し、明らかに貯蔵が主たる目的であると認められる倉庫、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンク、その他の一時保管場所

(エ) 作業工程上の関連施設であっても、直接危険物を取り扱わない施設で保有空地外に設けることができるもの

- (2) 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所

危政令第19条第2項を適用する一般取扱所の規制範囲は、次のとおりとする。

ア 原則として、危政令第19条第2項各号（第4号、第5号を除く。）を適用する一般取扱所は、建物の一部に設置される危険物を取り扱う区画領域、屋内の設備又は屋上の設備をもって一の規制範囲とする。

イ 危政令第19条第2項第4号を適用する車両に固定されたタンクに危険物を充填する一般取扱所は、充填作業等のための空地周囲に設けられる建築物の壁、排水溝等で囲まれた部分をもって一の規制範囲とする。

なお、避雷設備が必要となる場合は、当該一の規制範囲が防護対象となる。

ウ 危政令第19条第2項第5号を適用する容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所は、詰替え作業等のための空地周囲に設けられる塀、道路境界線で囲まれた部分等をもって一の規制範囲とする。

なお、避雷設備が必要となる場合は、当該一の規制範囲が防護対象となる。

エ 危政令第19条第2項各号（第4号、第5号を除く。）を適用する一般取扱所は、それぞれの基準に適合する場合、同一建物に複数設置することができる。【H元.7.4 消防危64】

オ 危政令第2条及び第3条の危険物施設のうち、建物の一部に設置されるものも同一建物内に設けることができる。【H元.7.4 消防危64】

カ 区画単位の一一般取扱所を設置する場合は、次による。

（ア）危険物を取り扱う工程と連続して危険物を取り扱わない工程がある場合には、その工程を含めて区画単位の一一般取扱所とすることができる。【H元.7.4 消防危64】

（イ）危政令第19条第2項各号（第4号、第5号を除く。）の取扱形態のうち、同じ取扱形態を有する区画が隣接する場合、隣接する複数の区画をまとめて一の区画単位の一一般取扱所とすることができる。

また、危険物を取り扱わない部分も含めて建物全体を一の区画単位の一一般取扱所とすることもできる。

キ 設備単位（屋内）の一一般取扱所を設置する場合は、次による。

（ア）屋内の一部に設置される設備周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部を設けることができないものとする（出入口は随時開けることができる自閉式の特定防火設備とする。）。

（イ）同一室内に、危政令第19条第2項各号（第4号、第5号を除く。）の取扱形態のうち、同じ取扱形態を有する設備を複数設置する場合、複数の設備をまとめて一の設備単位（屋内）の一一般取扱所とすることができ、その周囲に幅3m以上の空地を保有することとする。

【H元.7.4 消防危64】

なお、屋内において保有するものとされている幅3m以上の空地は、相互に重なってはならない。【H元.3.1 消防危14】

ク 設備単位（屋上）の一一般取扱所を設置する場合は、次による。

（ア）屋上に設置される設備周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部を設けることができない（出入口は随時開けることができる自閉式の特定防火設備とする。）。

（イ）屋上に、危政令第19条第2項第3号、第9号の取扱形態のうち、同じ取扱形態を有する設備を複数設置する場合、複数の設備をまとめて一の設備単位（屋上）の一一般取扱所とすることができ、その周囲に幅3m以上の空地を保有する。

3 許可数量の算定

別紙に準じて算定する。

（1）油圧装置又は潤滑油循環装置による危険物の取扱い

資料第2「製造所、一般取扱所における許可数量等の算定例」に準じるほか、以下の内容を考慮して算定する。

装置系統内のリザーバタンクや配管等を含む総量（瞬間最大停滞量）をもって算定する。

【S40.4.15 自消予71】

なお、総量について変動がある場合は、その最大となる量とする。

（2）危険物を消費するボイラー等による危険物の取扱い

資料第2「製造所、一般取扱所における許可数量等の算定例」に準じるほか、次の各号を考慮して算定する。

ア 常用の場合

1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

イ 非常用の場合

非常時に運転を計画するボイラー等については、原則、定格負荷時の燃料消費量で24時間

運転するものとして算定する。

なお、非常時の燃料消費量が自動的に制限されるボイラー等については、制限状態における最大燃料消費量で算定することができる。

また、貯蔵量等から1日あたりの運転可能時間が24時間未満であることが明らかである場合は当該運転可能時間で算定することができる。

(3) 車両に固定されたタンクに危険物を充填する取扱い

資料第2「製造所、一般取扱所における許可数量等の算定例」に準じるほか、以下の内容を考慮して算定する。

1日における計画又は実績充填量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

(4) 容器に危険物を詰め替える取扱い

資料第2「製造所、一般取扱所における許可数量等の算定例」に準じるほか、以下の内容を考慮して算定する。

地下専用タンクの容量、1日における計画又は実績詰替量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

(5) 洗浄作業による危険物の取扱い

資料第2「製造所、一般取扱所における許可数量等の算定例」に準じるほか、以下の内容を考慮して算定する。

洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは1日における計画又は実績使用量とし、これらのうちいずれか大なる数量をもって算定する。

また、一部の洗浄液のみ再使用するものは、使い捨てする危険物の1日における計画又は実績使用量のうち、いずれか大なる数量に瞬間最大停滞量を合算して算定する。

(6) 切削装置又は研削装置による危険物の取扱い

資料第2「製造所、一般取扱所における許可数量等の算定例」に準じるほか、以下の内容を考慮して算定する。

切削時に危険物を循環・回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、消費するもの及び系外に排出するものは1日における計画又は実績使用量とし、これらのうちいずれか大なる数量をもって算定する。

また、一部の洗浄液のみ再使用するものは、使い捨てする危険物の1日における計画又は実績使用量のうち、いずれか大なる数量に瞬間最大停滞量を合算して算定する。

(7) 熱媒体油循環装置による危険物の取扱い

資料第2「製造所、一般取扱所における許可数量等の算定例」に準じるほか、以下の内容を考慮して算定する。

熱媒体油の常温、常圧における瞬間最大停滞量をもって算定する。

4 位置、構造及び設備の基準

(1) 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所

ア 製造所の基準が準用されるため、第3「製造所」の例による。

イ リチウムイオン蓄電池設備の一般取扱所【H23.12.27 消防危303】【R6.7.2 消防危20】

リチウムイオン蓄電池設備（リチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される設備をいう。以下同じ。）を取り扱う一般取扱所は、次により設置することができる。

(ア) 対象となるリチウムイオン蓄電池

次のいずれかに該当するリチウムイオン蓄電池等とする。

- a 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第8条第1項に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）別表第9に規定する技術基

準に適合しているリチウムイオン蓄電池であり、電気用品安全法第10条による表示（PSEマーク）により確認したもの。

- b 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準に適合しているリチウムイオン蓄電池（電気用品安全法の適用を受けないリチウムイオン蓄電池に限る。）であり、事業者が実施する当該技術基準に基づく試験結果により確認したもの。
- c 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3章に定める保安基準に適合しているリチウムイオン蓄電池（電気用品安全法の適用を受けないリチウムイオン蓄電池に限る。）であり、事業者が実施する当該技術基準に基づく試験結果により確認したもの。
- d 日本産業規格のうち、次に掲げるものに適合しているリチウムイオン蓄電池（電気用品安全法の適用を受けないリチウムイオン蓄電池に限る。）であり、事業者が実施する当該技術基準に基づく試験結果により確認したもの。
 - (a) JIS C 8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム－第2部：安全性要求事項」
 - (b) JIS C 4441「電気エネルギー貯蔵システム－電カシステムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項－電気化学的システム」
- e a～dのいずれかと同等以上の安全性を有すると認められる蓄電池等

(イ) 位置、構造及び設備に関する特例

次のいずれかに該当する場合、①可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備を設ける措置、②床（屋外の場合は地盤面）を危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設ける措置、③電気設備を防爆構造とする措置については、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第23条を適用し、当該措置を講じないこととして差し支えないこと。

- a 蓄電池等を地上高さ3mからコンクリートの床面に落下させる試験（以下「落下試験」という。）を実施し、内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認されない蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合。
- b 蓄電池等を4.0kg以下ごとに段ボール等で包装し、又は梱包したものを3m（蓄電池等を2.8kg以下ごとに段ボール等で包装し、又は梱包する場合は6m）以下の高さで貯蔵し、又は取り扱う場合。
- c 耐火性収納箱内の蓄電池等又は耐火性筐体の周囲にオイルパンを設置すること等により流出防止措置を講じて貯蔵し、又は取り扱う場合。

なお、落下試験による漏液や可燃性蒸気の漏れの確認については、事業者の実施した試験結果等を活用して差し支えない。また、落下試験については、事業者の選択により単電池、組電池、単電池又は組電池及び電気配線等から構成される製品又は蓄電池設備のいずれで実施しても差し支えない。

(2) 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所

危政令第19条第2項の一般取扱所は、危険物の取扱形態が類型化できるものについて危政令第19条第1項の基準の特例が定められ、これらの施設形態（危険物の充てん、容器詰替えを除く。）のものは、建築物の一部に設けることができるものであること。

なお、設置しようとする一般取扱所が、危政令第19条第1項及び第2項等複数の基準を満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものであり、消防側からいずれの技術基準を適用するか指定等しないこととする。

基準の概要については、第4-1表「類型化された一般取扱所の基準概要」を参照すること。

ア 危政令第19条第2項第1号を適用する専ら吹付作業等を行う一般取扱所

(ア) 該当する作業形態としては次のようなものがある。

なお、取り扱う危険物は、第2類及び第4類（特殊引火物を除く。）に限る。

また、機械部品の洗浄作業は含まれない。【H元.7.4消防危64】

- a 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業
- b 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷などの印刷作業
- c 光沢加工、ゴム糊・接着剤などの塗布作業

(イ) 危規則第28条の55第2項第2号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」は、「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1399号）第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床が該当する。【H2.10.31消防危105】【R5.3.24消防危63】

(ウ) 危規則第28条の55第2項第2号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、次による。

- a 配管又は電線による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、埋め戻し等の措置を行う場合は開口部とみなさないことができる。
- b 換気設備又は可燃性蒸気排出設備による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、埋め戻し等の措置を行い、かつ、防火上有効にダンパー等を設ける場合は開口部とみなさないことができる。

(エ) 危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、危険物の取扱い等に十分な照度を確保できる場合は省略することができる。

(オ) 危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第16「換気設備等」の例による。

(カ) 危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第16「換気設備等」の例による。

(キ) 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」については、高層建築物の区画室等に設ける場合、第3「製造所」4（1）チの例による。

イ 危政令第19条第2項第1号の2を適用する専ら洗浄作業を行う一般取扱所

(ア) 洗浄作業には、危険物を吹き付けて行うもの、液体に浸すもの、液体と一緒にかく拌するものなどがあり、洗浄されるものは、原則として非危険物の固体に限られる。

(イ) 危規則第28条の55の2第2項第2号に規定する「過熱を防止することができる装置」には、加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの、オイルクーラー（水冷、空冷等）や低温液体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置等がある。

(ウ) 危規則第28条の55の2第2項第1号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量等は、第3「製造所」の例による。

(エ) 危規則第28条の55の2第2項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第2号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、前ア（イ）による。

(オ) 危規則第28条の55の2第2項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、前ア（エ）による。

(カ) 危規則第28条の55の2第2項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第2号及び危規則第28条の55の2第3項第2号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、前ア（ウ）の例による。

(キ) 危規則第28条の55の2第2項第3号及び第3項第6号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第16「換気設備等」の例による。

(ク) 危規則第28条の55の2第2項第3号及び第3項第6号で引用する危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」

（可燃性蒸気排出設備）については、第16「換気設備等」の例による。

（ケ）危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、前ア（キ）による。

（コ）洗浄装置には、液面検出器、可燃性蒸気検知器又は不活性ガス注入装置などの安全装置を設けるよう指導する。

ウ 危政令第19条第2項第2号を適用する専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所

焼入れとは、主として鉄鋼製機械部品の耐疲労性、耐摩耗性の向上などを目的とする熱処理の一つの方法であり、油、ガス、電気を熱源とする加熱炉と油、水、熔融塩を利用する冷却装置により構成される。

焼入れを行う装置には様々な形態があるが、本規制で対象となる焼入れとは、冷却装置に油（危険物）を使用するもので、炉の燃料として使用する油を含め引火点が70℃以上の第4類の危険物を使用するものに限る。

また、放電加工機とは、電極と加工物のわずかな間隔に有効な加工につながる放電を行うことにより加工物を任意の形に加工するもので、放電間隔の絶縁抵抗を高めるため、主として油中で加工を行う装置である。

（ア）焼入れ装置には、加熱装置（炉）及び焼入れ槽が一体となったもの、分離しているものがあるが、いずれも本基準を適用することができる。

（イ）危規則第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、ア（イ）の例による。

（ウ）危規則第28条の56第2項第1号及び危規則第28条の56第3項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、前ア（ウ）の例による。

（エ）危規則第28条の56第2項第4号及び危規則第28条の56第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、前ア（エ）による。

（オ）危規則第28条の56第2項第4号及び危規則第28条の56第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気設備」（換気設備）については、「換気設備等」の例による。

（カ）危規則第28条の56第2項第4号及び危規則第28条の56第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第16「換気設備等」の例による。

（キ）危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、前ア（キ）による。

（ク）放電加工機に本基準を適用できるが、次に掲げる安全装置を設置するよう指導する。◆

a 液温検出装置

加工液の温度が設定温度（60℃以下）を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置。

b 液面検出装置

加工液の液面が設定位置（工作物上面から50mm）より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置。

c 異常加工検出装置

極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置。

d 自動消火装置

加工中における火災を熱感知器等により感知し、消火剤を放射する固定式の消火装置。

（ケ）危険物保安技術協会が実施した放電加工機の本体（安全装置を含む。）に係る試験確認の適

合品は、前ウ（ク）に掲げる基準に適合しているものとする。

エ 危政令第19条第2項第3号を適用する危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

（ア）共通事項

a 危規則第28条の54第3号に規定する「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」にはディーゼル発電設備等が含まれる。【H元.7.4消防危64】

なお、航空機や自動車等のエンジンの性能試験等を行う装置は、これらに該当せず、危政令第19条第1項により規制する。

b 危規則第28条の57第2項第1号及び危規則第28条の57第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号並びに危規則第28条の57第4項第9号ハに規定する「換気の設備」（換気設備）については、第16「換気設備等」の例による。

c 危規則第28条の57第2項第1号及び危規則第28条の57第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第7号並びに危規則第28条の57第4項第9号ニに規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第16「換気設備等」の例による。

d 危険物配管の耐震措置

非常用発電設備等に接続する危険物配管のうち建築物に設けるものは、次により耐震措置を指導すること。

（a）危険物配管は、送油圧力や地震等に対して十分な強度を有するとともに、折損等により危険物が漏えいした場合、すみやかに漏油を検出し、送油を停止できる措置等を講じること。

（b）危険物配管はできる限り単独で設置するものとし、電気、ガス配管とは混在させないこと。

（c）危険物配管が免震層を貫通する場合は、動揺により破損しない構造とすること。

なお、動揺により破損しない構造には、第三者機関の性能評価を受けた危険物配管用免震管継手等が該当する。

（イ）危規則第28条の57第2項を適用する区画室単位の一般取扱所に係る基準

a 発電設備等の換気装置（換気用の給気口、給気ダクト、排気口、排気ダクト）及び燃焼装置（燃焼用の給気口、給気ダクト、排気口、排気筒）は、危規則第28条の57第2項第1号で引用する危規則第28条の55第2項第8号に規定する「換気の設備」（換気設備）に該当しない。【H29.10.30消防危216】

b 危規則第28条の57第2項第1号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、前ア（イ）の例による。

c 危規則第28条の57第2項第1号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については次による。

（a）配管、電線、換気設備又は可燃性蒸気排出設備による壁又は床の貫通部分については、前ア（ウ）の例による。

（b）発電設備等の換気装置又は燃焼装置（排気筒を除く。）による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、埋め戻し等の措置を行い、かつ、防火上有効にダンパー等を設ける場合は開口部とみなさないことができる。

（c）発電設備等の燃焼装置である排気筒による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、i 又は ii のいずれかの措置を講ずる場合、危政令第23条を適用し、危規則第28条の57第2項第1号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「他の部分との区画」と同等以上の効力があるとみなすことができる。【H29.10.30消防危216】

i 耐火構造の煙道を設ける方法

建築物の区画室以外の部分に耐火構造の煙道を敷設、または、建築物の区画室以外の部分に敷設される排気筒の周囲に耐火構造の煙道を設ける場合。

なお、建築物の区画室以外の部分の煙道は、次の措置を講じる。

(i) 煙道の構造

煙道は耐火構造とするとともに、厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造とする。

(ii) 煙道内の措置

煙道内には、不必要な設備を設置しない。

ただし、出火のおそれが著しく少ないなど、防火上支障ない場合はこの限りではない。

(iii) 煙道の出口

煙道の出口は防火上安全な場所とする。

ii 排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する方法

建築物の区画室以外の部分に敷設される排気筒に対し、その周囲を金属以外の不燃材料で被覆し、有効に断熱するとともに、(i)の措置を講じる。

また、(ii)より維持管理する。

(i) 延焼防止等のための排気筒に対する措置

① 排気筒は、鉄板又は鋼板及び断熱材から構成されたものとし、内部の鉄板又は鋼板は、その厚みを1.5mm以上のものとする。

② 排気筒からの排気は、防火上支障のない位置に排出されるものとする。

③ 断熱材は不燃性とし、排気筒内を定格運転時の排気が通過しても、排気筒の外部表面温度は100℃又は取り扱う危険物の引火点のいずれか低い方の温度未満であるものとする。

この場合において、外部表面温度とは、排気筒で最も外側の部分となる部材の表面温度をいう。

④ 排気筒の外部表面は、ダクト、ケーブル類、ガス管、給排水管等から5cm以上離隔する。

ただし、排気筒の点検に支障がなく、かつ、周囲の状況が排気筒の熱により焼損するおそれのない場合は、この限りではない。

⑤ 危険物配管は、排気筒の外部表面から周囲1mの部分及び当該部分の上方で天井（上階がある場合は上階の床）までの範囲に設けてはならない。

ただし、排気筒及び危険物配管の点検に支障がなく、流出した危険物が排気筒に付着しない措置を行う場合は、この限りでない。

⑥ 排気筒は専用とする。

ただし、排気の逆流のおそれがない場合又は排気の逆流により設備機器等に影響がない場合はこの限りでない。

⑦ 地震等により、排気筒に損傷を与えないように設置する。

(ii) 排気筒の設置後の維持管理

① 排気筒は、露出して設置すること又は天井裏等に設置する場合は点検口を設けるなど、容易に異常の有無が確認できるようにする。

② 予防規程その他の関係者が定める保安に関する規程に、定期点検時及び地震等災害後の点検方法を定めるものとする。

d 危規則第28条の57第2項第1号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規

定する「必要な採光、照明設備」については、前ア（エ）による。

- e 危規則第28条の57第2項第2号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当する。
 - (a) 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式である装置。
 - (b) 停電時安全装置

作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で再通電された場合でも危険がない構造である装置。
 - (c) 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式である装置。
 - (d) からだき防止装置

ボイラーに水を入れないで運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置。
 - (e) 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止、又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式である装置。
- f 危規則第28条の57第2項第3号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量等については、第3「製造所」の例による。
- g 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、前ア（キ）による。
- (ウ) 危規則第28条の57第3項を適用する設備単位（屋内）の一般取扱所に係る基準
 - a 発電設備等の換気装置（換気用の給気口、給気ダクト、排気口、排気ダクト）及び燃焼装置（燃焼用の給気口、給気ダクト、排気口、排気筒）の扱いは、前（イ）aによる。
 - b 危規則第28条の57第3項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、前（イ）c（a）及び前（イ）c（b）の例による。
 - c 危規則第28条の57第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、前ア（エ）による。
 - d 危規則第28条の57第3項第3号で引用する危規則第28条の57第2項第3号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量等は、第3「製造所」の例による。
 - e 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、前ア（キ）による。
- (エ) 危規則第28条の57第4項を適用する設備単位（屋上）の一般取扱所に係る基準
 - a 設備等
 - (a) 屋上に複数のボイラー等を設置し、それぞれを別の一般取扱所とする場合、一の危険物を取り扱うタンク及び制御装置等を複数の一般取扱所の規制範囲とすることはできない。
 - (b) 危規則第28条の57第4項第3号に規定するキューピクル設備（内蔵タンクを含む。）は、次による。
 - i 設備周囲に設ける流出防止のための囲いは、キューピクル式設備の鋼板等の外箱を

代替とすることができる。

ii キューピクル式の発電設備等の換気装置（換気用の給気口、給気ダクト、排気口、排気ダクト）は、危規則第28条の57第4項第10号に規定する「換気設備」（換気設備）に該当し、第16「換気設備等」の例による。

iii キューピクル式の発電設備等の燃焼装置（燃焼用の給気口、給気ダクト、排気口、排気筒）は、危規則第28条の57第4項第10号に規定する「換気設備」（換気設備）に該当しない。【H29.10.30 消防危 216】

(c) ボイラー等は、避難上支障のない位置に設けるよう指導する。◆

(d) ボイラー等の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずるよう指導する。◆

b 危険物を取り扱うタンク

(a) 屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンクの周囲には、点検できる十分なスペースを確保する。

(b) タンクには、危険物の過剰注入を防止するため、第3「製造所」4(1)サ(ウ)の例に準じた戻り配管等を設けるよう指導する。◆

(c) タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲い内にある最大タンクの全量又は危規則第13条の3第2項第1号に規定する容量のいずれか大なる量とするよう指導する。

◆

c 流出防止措置

(a) ボイラー等がキューピクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、危規則第28条の57第4項第8号に規定する「貯留設備」及び「油分離装置」を省略することができる。

(b) 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導する。◆

d 空地【H29.10.30 消防危 216】

危険物を取り扱う設備及び屋外にある危険物を取り扱うタンクの囲いの周囲に設ける空地内に架台等により段差がある場合であっても、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。

e 採光及び照明

危規則第28条の57第4項第4号及び第9号ハに規定する「必要な採光、照明設備」については、前ア(エ)の例による。

f 避雷設備

危政令第19条第1項において準用される危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」は、指定数量の倍数が10未満の場合にあっても設けるよう指導する。◆

g 消火設備

ボイラー等を建築物の高さが3.1mを超える場所に設置する場合には、第3種の固定消火設備を設けるよう指導する。◆

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

h その他

異常燃焼等が発生した場合には、常時、人のいる場所に警報を発することができる設備を設けるよう指導する。◆

オ 危政令第19条第2項第4号を適用する専ら充填作業を行う一般取扱所

- (ア) 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下「充填設備」という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替え設備」という。）を兼用する場合には、危険物を取り扱う空地も兼用することができる。
- (イ) 充填設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地に講ずる滞留及び流出を防止する措置は、兼用することができる。
- (ウ) 詰替え設備の周囲に設ける空地では、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできない。
- (エ) 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合には、危規則第25条の2（第2号ハ～ヘまで及び第4号を除く。）に掲げる固定給油設備等の構造基準の例によるよう指導する。



- (オ) 詰替え設備には、ノズルや配管に急激な圧力がかかるのを防止するため定流量器等を設けるよう指導する。◆

カ 危政令第19条第2項第5号を適用する専ら詰替え作業を行う一般取扱所

- (ア) 危規則第28条の59第2項第5号の規定により、地下専用タンクは、タンク室、二重殻タンク又は危険物の漏れを防止する構造とし地盤面下に設置するものとする。
- (イ) 危規則第28条の59第2項第8号に規定する「敷地境界線」とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者が所有等をする隣地境界線とは異なる。
- (ウ) 当該施設を耐火構造の建築物（製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物であって、一般取扱所の地盤面からの高さが2m以下に開口部のないものに限る。）に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該施設の塀とみなすことができる。

なお、高さ2mを超える部分に設ける開口部には、防火設備を設けること。

- (エ) 同一敷地内には、複数の当該施設を設けることができる。

(オ) その他

- a 小口詰替え専用の一般取扱所として平成2年5月22日以前に設置完成している施設は、改めて詰替えの一般取扱所として許可を受ける必要はなく、危政令第19条第1項の一般取扱所（特例適用施設）として規制される。【H元.3.1消防危14】

- b 小口詰替え専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を大きくする場合には、原則として、当該一般取扱所を危政令第19条第2項第5号の一般取扱所に変更しなければならない。【H元.3.1消防危14】

キ 危政令第19条第2項第6号を適用する油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

- (ア) 危規則第28条の60第2項第2号及び危規則第28条の60第4項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、前ア（ウ）の例による。
- (イ) 危規則第28条の60第2項第6号（危規則第28条の60第3項第2号で引用する場合を含む。）及び危規則第28条の60第4項第3号に規定する「危険物を取り扱うタンクの直下に設ける囲い」の容量等は、第3「製造所」の例による。
- (ウ) 危規則第28条の60第2項第7号、危規則第28条の56第3項第2号及び危規則第28条の60第4項第4号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、前ア（エ）による。
- (エ) 危規則第28条の60第2項第7号、危規則第28条の56第3項第2号及び危規則第28条の60第4項第4号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気設備」（換気設備）については、第16「換気設備等」の例による。
- (オ) 危規則第28条の60第2項第7号、危規則第28条の56第3項第2号及び危規則第28条の60第4項第4号で引用する危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性

の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第16「換気設備等」の例による。

(カ) 第3「製造所」の例により、油圧装置等に内蔵されたタンクは20号タンクに該当しないが、指定数量の1/5以上の地下タンクを除く別置タンクは20号タンクに該当する。

(キ) 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、前ア(キ)による。

ク 危政令第19条第2項第7号を適用する切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

(ア) 切削装置等（切削装置、研削装置その他これらに類する装置）には、旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤などの工作機械があり、切削・研削油等の危険物を用いるものである。

(イ) 切削・研削油等は、工作機械で被工作物（金属製の棒や板等）の切削や研削加工において、工具と被工作物、工具と切り屑との摩擦の低減（潤滑油用）、冷却等などを行う場合に用いるものである。

(ウ) 危規則第28条の60の2第2項で引用する危規則第28条の60第2項第6号及び危規則第28条の60の2第3項第3号で引用する危規則第28条の60第4項第3号に規定する「危険物を取り扱うタンクの直下に設ける囲い」の容量等は、第3「製造所」の例による。

(エ) 危規則第28条の60の2第2項及び危規則第28条の60の2第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第16「換気設備等」の例による。

(オ) 危規則第28条の60の2第2項及び危規則第28条の60の2第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、前ア(エ)による。

(カ) 危規則第28条の60の2第2項及び危規則第28条の60の2第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第16「換気設備等」の例による。

(キ) 危規則第28条の60の2第3項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、前ア(ウ)の例による。

(ク) 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、前ア(キ)による。

ケ 危政令第19条第2項第8号を適用する熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

(ア) 危規則第28条の60の3第2項第1号に規定する「危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のもの」にタンクを用いる場合、指定数量の1/5以上のタンクは、20号タンクに該当する。

(イ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、前ア(エ)による。

(ウ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第16「換気設備等」の例による。

(エ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第16「換気設備等」の例による。

(オ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55の2第2項第1号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量等は、第3「製造所」の例

による。

- (カ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55の2第2項第2号に規定する「加熱を防止することができる装置」については、前イ（イ）による。
 - (キ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、前ア（イ）の例による。
 - (ク) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、前ア（ウ）の例による。
 - (ケ) 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、前ア（キ）による。
 - (コ) 熱媒体油を引火点以上に加熱する場合には、第3種消火設備を設けるよう指導する。◆
- コ 危政令第19条第2項第9号を適用する蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

(ア) 共通事項

- a リチウムイオン蓄電池設備を設置する一般取扱所については、前（1）イによることができる。
 - b 危規則第28条の60の4第3項で引用する危規則第28条の56第2項第1号及び危規則第28条の60の4第4項第4号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、前ア（ウ）の例による。
- (イ) 危規則第28条の60の4第3項を適用する区画室単位の一般取扱所に係る基準
- a 危規則第28条の60の4第3項で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については前ア（エ）による。
 - b 危規則第28条の60の4第3項で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気設備」(換気設備)については、第16「換気設備等」の例による。
 - c 危規則第28条の60の4第3項で引用する危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」(可燃性蒸気排出設備)については、第16「換気設備等」の例による。
 - d 危規則第28条の60の4第3項で引用する危規則第28条56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、前ア（イ）の例による。
 - e 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア（キ）による。
- (ウ) 危規則第28条の60の4第5項を適用する設備単位（屋上）の一般取扱所に係る基準
- a 設備等
 - (a) 屋上に複数の蓄電池設備を設置し、それぞれを別の一般取扱所とする場合、一の制御装置等を複数の一般取扱所の規制範囲とすることはできない。
 - (b) 蓄電池設備は、避難上支障のない位置に設けるよう指導する。◆
 - (c) 蓄電池設備の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずるよう指導する。◆
 - b 流出防止措置
 - 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導する。◆
 - c 空地
 - 危規則第28条の60の4第5項第1号に規定する囲いの周囲に設ける空地内に架台等により段差がある場合であっても、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。

d 避雷設備

危政令第19条第1項において準用される危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」は、指定数量の倍数が10未満の場合にあっても設けるよう指導する。◆

e 消火設備

蓄電池設備を建築物の高さが3.1mを超える場所に設置する場合には、第3種の固定消火設備を設けるよう指導する。◆

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

サ その他

(2) ア～コに掲げられた取扱形態の一般取扱所以外にも、危政令第19条第2項各号と同等の安全性を有すると判断される一般取扱所については、危政令第23条を適用し、同条第2項の基準の特例（第4号及び第5号に係るものを除く。）と同等の基準により、室内に当該一般取扱所を設置することができることもある。

(3) 危政令第19条第3項を適用する一般取扱所（危規則第28条の61、危規則第28条の62）

危政令第19条第3項を適用する高引火点危険物のみを取り扱う一般取扱所は、以下による。

- ア 高引火点危険物のみを100℃未満で取り扱う一般取扱所は、危政令第19条第1項又は危政令第19条第2項第4号（専ら充填作業を行う一般取扱所）のいずれかの基準に対して特例を適用することができる。
- イ 危規則第33条第2項第1号ただし書による著しく消火困難となる高引火点危険物の一般取扱所に、建築物又はその他の工作物に係る部分の消火設備として第1種の屋内消火栓設備を設置する場合は、施行令第11条に規定する屋内消火栓設備の基準の例により設置することができる。

参考通知

「放電加工機の取扱いについて」【S61.1.31消防危19】

「法改正前の小口詰替専用の一般取扱所の扱い」【H元.7.4消防危64】

5 特殊な一般取扱所（危政令第19条第1項適用）

一般取扱所については、位置、構造及び設備が特殊な対象については、危政令第19条第2項、第3項及び第4項に定めるものを除き、同条第1項の特殊な基準として、次により運用することができるものとする。

(1) 同一区画内に複数の異なる取扱形態の設備を有する一般取扱所【H10.3.16 消防危28】

ア 次の(ア) a～gに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、次の(イ)及び(ウ)に適合し、かつ、次のイ(ア)～イ(シ)に掲げる位置、構造及び設備を満足するものについては、危政令第23条を適用することができる。

危政令第23条の適用については、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号～第11号の規定（次の(ア) e及びfに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては、危政令第9条第1項第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができることとする。

(ア) 危険物の取扱形態

- a 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
- b 洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- c 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態

- d ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- e 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- f 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- g 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(イ) 建築物に設けられた一般取扱所であること。

(ウ) 指定数量の倍数が30未満であること。

イ 一般取扱所の位置、構造及び設備

(ア) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（前ア（ア）d及びeに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

(イ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

(ウ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（前ア（ア）e及びfに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

(エ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、前ア（ア）a又はbに掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

(オ) 前ア（ア）dに掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。

(カ) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。

ただし、前ア（ア）e及びfに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分の敷居を高くすることで、設置を必要とする囲いに代えることができる。

(キ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、前ア（ア）cに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。

(ク) 危険物を加熱する設備（前ア（ア）b又はgの危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。

(ケ) 前ア（ア）gの危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

(コ) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。

ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。

(サ) 危規則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危規則第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。

ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができること。

(シ) 危規則第28条の55第2項第3号～第8号まで及び危規則第28条の57第2項第2号

の基準に適合するものであること。

- (2) 製油所、油槽所におけるドラム充填所の一般取扱所（製造所、油槽所における野積場の一般取扱所）【S36.5.10 自消甲予発25】、【S40.1.19 自消丙予発8】

製造所、油槽所等でドラム缶充填作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積みの状態で取り扱う場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）においては、一般取扱所として規制するものとし、次によること。

ア 積場の区画を明確にすること。

イ 野積みは、荷くずれしない方法で行うこと。

ウ 野積みを行う場合は、防火上安全な措置を講ずること。

エ 危政令第19条で準用する危政令第9条第1項（第1号～第3号、第12号、第17号）の規定に適合すること。

参考通知

「ドラム充てん所に隣接して、危険物を容器入りのままで野積みする場合」【S40.4.15 自消丙予発71】

- (3) 栈橋の一般取扱所

船舶輸送用のタンカー等へ危険物を積み込み又は貯蔵タンク等へ受け入れるため、栈橋施設又は岸壁等において危険物を取り扱う一般取扱所（渡り栈橋を含む。以下同じ。）は、次によること。

ア 海、河川、運河等に面する部分については、危政令第9条第1項第2号の規定は適用しないこと。

イ 栈橋は、危険物の取り扱いのための専用とし、隣接して他の栈橋を設ける場合は、5m以上の距離を保有すること。

ウ 栈橋は、不燃材料で造るとともに、波浪及び潮流に対して安全な構造であること。

エ 栈橋には、船舶の衝突による衝撃を防止するため、防舷材等の緩衝設備を設けること。

オ 栈橋に設置する危険物の移送配管には、取り扱う危険物の品名を表示するとともに、配管先端部には鋳鋼製の弁を設けること。

カ 栈橋上には、電気による照明以外の灯火を用いる照明設備を設けないこと。

キ 避雷設備は、設けないことができること。

- (4) シールド（掘削機械）工事の一般取扱所

「シールド工事」とは、シールドマシンを地中で推進させ土砂の崩壊を防ぎながら、掘削作業、覆工作業（掘削した周囲をプレキャスト部材（セグメント）を組み立て覆工する作業）を行い、トンネルを構築していく工事をいう。

「シールド工事の一般取扱所」とは、当該工事において、シールドマシン内の作動油等として指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいう。

なお、次の基準により設置することができる。

ア 適用範囲

高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。

イ 規制範囲

(ア) 立坑及びシールドマシンにより掘削する部分とする。

(イ) 完成検査は、当該シールドマシンの組み立てが完了した時点で行う。

(ウ) 原則として立坑及びシールドマシンにより掘削する部分を一の一般取扱所とする。

ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であって、立坑を共有する場合は、到達点が同一場所であるか否かを問わず一の一般取扱所とする。

ウ 許可数量の算定

シールドマシン内の作動油等の総量（瞬間最大停滞量とする。）を合算し、算定する。

エ 位置、構造及び設備

危政令第23条を適用し、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第9号、第12号及び第21号の規定を適用せず、次による。

- (ア) 坑内に設ける事務所、休憩室、その他の工作物は不燃材料（内装を含む。）とする。
- (イ) 油圧設備には流出防止措置を講じる。
- (ウ) 後続台車に設けられた圧油タンクは、製造所の20号タンクに準じた構造とする。
- (エ) 作業員の避難に有効な非常用照明装置を設置する。
- (オ) 変圧器は原則として乾式のものとする。

オ 消火設備

危政令第20条の規定に関わらず、危政令第23条を適用し、(ア)～(ウ)による。

- (ア) 先端部のシールドマシン及び油圧装置（以下「防護範囲」という。）には、危険物の取扱い実態により危険物に適応する固定式又は移動式の水噴霧消火設備、泡消火設備等若しくは、第4種消火設備のいずれかを設ける（圧気工法による場合は固定式に限る。）。
- (イ) 第5種消火設備は、次による。
 - a 防護範囲には適応する消火器を2個以上、有効に活用できる位置に設ける。
 - b トンネル、立坑等には、適応する消火器をそれぞれの消火器に至る歩行距離が50m以下となるように設ける。
- (ウ) 屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

カ 警報設備

危政令第21条の規定に関わらず、危政令第23条を適用し、(ア)及び(イ)による。

- (ア) 地上、立坑下及びシールドマシンの部分に連絡装置（電話等）を設ける。
- (イ) 非常ベル等を、作業員に容易に知らせる範囲に設ける。

キ その他

- (ア) 後続台車付近には、空気呼吸器等を作業員の人数分以上設ける。
- (イ) 台車後方付近には、煙を遮断するたれ幕（難燃性以上の性能を有するもの）を設ける。
- (ウ) 防護範囲内で溶接、溶断等する場合は、火災等を予防するための措置を講じさせる。
- (エ) シールドエ事は、廃止の届出が提出されるまで順次移動していくため、設置許可時における審査において、作業途中における点検や油抜き取り作業の有無等を含めた工程表を添付させる。

(5) トラックターミナルの一般取扱所【S57.8.11 消防危82】

ア 適用範囲

- (ア) 第2類危険物のうち引火性固体（引火点が0℃以上のものに限る。）、第4類危険物（特殊引火物を除く。）に限る。
- (イ) 危険物取扱数量は、指定数量の倍数が50以下とする。

イ 規制範囲

一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場（プラットホーム）及び集配車発着場所、停留場所並びに荷扱場と一体の事務所とする。

ウ 許可数量の算定

当該一般取扱所の危険物の数量は、瞬間最大停滞量をもって算定する。

エ 危険物の取扱い

- (ア) 当該一般取扱所では一般荷物も取り扱うことができる。
- (イ) 危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みに限る。

（ウ）（イ）の取扱場所は荷扱場に限る。

（エ）一時保管は危険物を置く場所を白線等で明示し、一般荷物と区別して置く。

オ 位置、構造及び設備

（ア）保有空地は、危政令第16条第1項第4号の規定を準用する。

（イ）荷扱場の床はコンクリート舗装とし、危政令第23条を適用し、貯留設備を設置しないことができる。

（ウ）集配車発着場所及び停留場所はコンクリート舗装とし、当該場所の外周部は白線等で明示する。

なお、危政令第23条を適用し、排水溝には油分離装置を設置しないことができる。

（エ）荷扱場床面に貯留設備を、又は排水溝に油分離装置を設置しない場合にあつては、その代替えとして、油吸着材及び乾燥砂等を備蓄する。

カ 消火設備

（ア）消火設備は、危政令第20条第1項第1号に該当する一般取扱所にあつては、第1種又は第2種消火設備並びに第4種及び第5種の消火設備を、同項第2号に該当するものにあつては、第4種及び第5種消火設備を、同項第3号に該当するものにあつては、第5種消火設備をそれぞれ危規則第32条～第32条の3、第32条の10（ただし書き部分を除く。）、第32条の11（ただし書き部分を除く。）の規定に基づいて設置する。

なお、この場合、一のトラックターミナル荷扱場において、危険物を取り扱う運輸業者（テナント）が複数あるものにあつては、当該運輸業者の占有場ごとに第5種消火設備を1個以上設置する。

（イ）屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

キ その他

上記以外については、法令の定める基準どおりとする。

（6）採掘現場等における車両系建設機械の一般取扱所

「採掘現場等における車両系建設機械の一般取扱所」とは、移動貯蔵タンクから当該車両系建設機械（指定数量以上の危険物を保有するものに限る。以下（6）において同じ。）への燃料給油行為及び当該車両系建設機械の燃料消費行為により、危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

ア 適用範囲

引火点40℃以上の第四類危険物に限る。

イ 規制範囲

車両系建設機械及び採掘等に係る工作物及び設備とする。

ウ 許可数量の算定

規制対象設備の1日における燃料供給量又は燃料消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

エ 位置、構造及び設備

危政令第23条を適用し、危政令第9条第1項第2号、第12号及び第19号の規定について適用しない。

オ 消火設備

車両系建設機械1台に第5種消火設備2個以上、採掘等に係る工作物及び設備に第5種消火設備を1個以上設ける。

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるよう

に指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

(7) 動植物油類の一般取扱所【H元.3.1 消防危14】

「動植物油類の一般取扱所」とは、法別表第一備考欄第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類のタンクに付属する注入口（以下（7）において「注入口」という。）及び当該注入口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油を取り扱う危険物施設をいい、次の基準により設置することができる。

ア 規制範囲

原則として、注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあつては、配管とタンクの接続部）までとする。

イ 許可数量の算定

第3「製造所」の例による。

ウ 位置、構造及び設備

危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項各号の規定を適用する。

(8) ナトリウム・硫黄電池の一般取扱所【H11.6.2 消防危53】

「ナトリウム・硫黄電池の一般取扱所」とは、第二類の危険物の硫黄と第三類の危険物のナトリウムを密閉した金属円筒管に収めた単電池を複数組み合わせ合わせたモジュール電池からなるナトリウム・硫黄電池（以下「NAS電池」という。）において、指定数量以上の危険物を取り扱う（組み立て・電力の消費等を含む）施設をいい、次の基準により設置することができる。

ア 規制範囲等

NAS電池を収めたパッケージ又はコンテナの一群をもって、一の規制範囲とする。

イ 位置、構造及び設備

NAS電池は屋外のパッケージ内又はコンテナ内に収めて設置するものとし、次の（ア）～（オ）までの基準に適合するものは、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項の基準のうち第1号、第2号及び危政令第20条第1項の規定を適用しないことができる。

（ア）当該施設で使用する単電池及びモジュール電池が、次の火災安全性能を有すること。

なお、危険物保安技術協会で実施する性能評価の適合品は、火災安全性能を有するものとする。

a 単電池

（a）単電池の過充電に対する安全性

充電末（完全に充電した状態をいう。）の単電池をさらに充電し、過充電により電解質が破壊した場合においても、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

（b）単電池の短絡に対する安全性

単電池に短絡が発生し、過大な電流が流れた場合においても、単電池が破壊せず、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

（c）単電池の昇降温に対する安全性

単電池を放電末（完全に放電した状態をいう。）の状態から室温まで降温し、再度運転温度まで昇温させた場合に危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

b モジュール電池

（a）モジュール電池の短絡に対する安全性

モジュール電池の外部で短絡が発生した場合に、モジュール電池内のヒューズが速やかに遮断され、短絡が安全に終了し、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

（b）モジュール電池の防火性

モジュール電池の外部で火災が発生し、火災にさらされた場合にあっても、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(c) モジュール電池の耐浸水性

運転温度のモジュール電池が浸水した場合にあっても、単電池が破壊せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(b) モジュール電池の自己消火性

モジュール電池の内部で、単電池を強制的に破壊、発火させた場合、周囲の単電池に破壊が連鎖拡大せず、自己消火するとともに、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(e) モジュール電池の構造的強度

モジュール電池が落下等の外的衝撃を受ける場合において、単電池が破壊せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(f) 当該施設には、N A S 電池及び関連する直交変換装置、変圧器、遮断機、開閉器、直交変換制御装置等（以下（8）において「電気設備等」という。）以外の設備等は設置しないこと。

(ウ) 保有空地

N A S 電池を収めたパッケージ及び電気設備又はコンテナ及び電気設備等の周囲に3 m以上の幅（当該パッケージ又はコンテナの外壁から3 m未満の場所に防火上有効な塀を設ける場合には、当該塀までの幅）の空地を保有すること。

なお、電気設備等を当該空地外に設ける場合は、電気設備等の周囲に3 m以上の幅の空地を必要としない。

(エ) 消火設備

a 危政令別表第5に定める電気設備の消火に適応する第5種の消火設備をN A S 電池を設置するパッケージ又はコンテナの一群の水平投影面積100 m²以下ごとに1個設置するものとする。

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

b N A S 電池を設置するパッケージ又はコンテナの一群の水平投影面積が200 m²以上となる場合には、危政令別表第5に定める電気設備の消火に適応する第3種の消火設備を設置すること。

(オ) 警報設備

自動火災報知設備を設ける場合は、感知器をパッケージ又はコンテナ内の火災の発生を有効に感知することができる場所に設置する。

なお、次の要件を満たす場合に限り、交直変換装置内に感知器を設置する必要はない。

a 交直変換装置内に温度センサーを設ける。

b aのセンサーからの信号を遠隔監視場所、又は防災センター等の常時人のいる場所に移報し、異常の際警報が発せられるシステムを設ける。

ウ 遠隔監視の要件

電池施設の監視、制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所において行う場合の要件は、次によること。

(ア) 制御に係る措置

a 次に掲げる異常又は回路遮断等（以下「異常等」という。）が発生した場合に、一般取扱所内に設置する制御装置により運転を停止し、かつ、負荷回路を自動的に遮断する措置を

講じられているものとする。

- (a) 電池温度異常
- (b) 電池電圧異常
- (c) 電池電流異常
- (d) 制御装置異常
- (e) 遠隔監視場所への運転状況データ通信用の公衆回線遮断

b ヒーター故障が発生した場合に、ヒーター回路を自動的に遮断する措置を講じられているものとする。

(イ) 監視に係る措置

a N A S電池は、監視、制御等の危険物取扱いを当該施設の所在する場所と異なる場所で行うことができる。この場合、主管課は当該電池の監視、制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長等と必要に応じ情報交換等を行うものとする。

b (ア)の制御に係る措置の異常等又は故障が発生した場合、警報を発し、かつ、警報内容が随時表示できる監視装置を設ける。

また、警報が発せられた場合には、危険物第二類及び第三類を取り扱うことができる危険物取扱者により必要な対応が随時とれるものとする。

c 公衆回線遮断時においてもN A S電池の製造メーカー及び現場確認する電力会社の営業所等に連絡・通報できる通信機器（携帯電話を含む。）を設ける。

エ 緊急連絡先の掲示

(ア) 掲示場所は、一般取扱所の入口又は入口直近の見やすい場所とする。

(イ) 掲示内容は、次の事項を記載する。

a 遠隔監視場所の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

b 遠隔監視場所において制御装置から異常を監視装置に移報された場合に、現場確認又は初期対応させるために緊急連絡する電力会社の営業所等及びN A S電池製造メーカーの所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

オ その他

(ア) 警報設備を設置する場合で、設置場所が無人となるものは遠隔監視場所に警報を発することができるものとする。

(イ) 危険物保安技術協会で実施する試験確認の試験基準に適合したN A S電池にあつては、試験確認結果通知書（写）を申請書に添付させる。

(9) 油入ケーブル撤去工事等の一般取扱所

「油入ケーブル撤去工事等の一般取扱所」とは、変電所間の送電用として敷設されている油入ケーブルの撤去又は補修工事（以下「撤去工事等」という。）に伴う絶縁油の抜き取り等で指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

なお、当庁管内に敷設された油入ケーブルの撤去工事等であっても、撤去工事等を実施する場所（洞道、マンホール、管路、路上等の屋外及び変電所等。以下「作業場所等」という。）が当庁管内にない場合は、規制の対象としないものとする。

ア 規制範囲

作業場所等の全てをもって、一の一般取扱所とする。

イ 許可数量の算定

規制範囲内で取り扱われる絶縁油及び発電機の燃料等を合算し、算定する。

なお、絶縁油の算定方法は、撤去工事等を行う油入ケーブルの両端に設けられている変電所等内のヘッドタンク及びヘッドタンク間を接続している油入ケーブルに内蔵されている絶縁油の総量をもって算定する。マンホール内においてケーブル接続部の補修工事（絶縁油を内蔵

する接続部の解体及び再組み立てによる更新工事等）のみを行う場合も同様とする。

ウ 位置、構造及び設備

危政令第23条を適用し、危政令第19条において準用する危政令第9条第1項（第17号を除く。）、危政令第20条第1項及び危政令第21条の規定について適用せず、次による。

（ア）標識、掲示板

実際に作業を行うこととなる作業場所等の見やすい箇所（工事車両又はマンホールの入口等）に標識及び掲示板を設置するとともに、工事期間を表示する。

（イ）照明、換気設備

作業場所等には、十分な照度が確保できる照明設備及び作業場所等の空気を置換することができる送風機等（作業場所等が洞道、又はマンホールの場合に限る。）を設置する。

（ウ）危険物を取り扱う機械器具等

a 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止するため、絶縁油を開放状態で直接取り扱う作業が行われる作業場所等の床面等に油受け皿、オイル吸着マット等を設置する。

b 分断後の油入ケーブルから絶縁油が漏れないよう端末処理がなされるものとする。

（エ）消火設備

a 一般取扱所の構造及び危険物の取扱数量にかかわらず、一の作業場所等につき第5種消火設備（消火器）を2個以上設置する。

また、設置位置は、補修工事を行う作業員が有効に活用できる位置とする。

b 撤去工事等が、地下の洞道やマンホールと地上の工事場所で同時に行われる場合は、それぞれの作業場所に第5種消火設備（消火器）を2個以上設置する。

c 屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

d 腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

e 絶縁油を開放状態で直接取り扱う作業場所等には、消火薬剤にリン酸塩アンモニウムを90%以上含有する高性能型消火器を設置するよう指導する。◆

（オ）警報設備

一般取扱所の構造及び危険物の取扱数量にかかわらず、作業員が火災や危険物の流出などの事故を消防機関等に報知できる電話（作業員が携行する携帯電話を含む。）、拡声器等を設置する。

（カ）（ア）～（ウ）a、並びに（エ）及び（オ）の設備等は常に作業場所等に設置するのではなく、作業実施時に作業場所等に搬送することをもって、当該設備等が設置されているものとみなすことができる。

（キ）予防規程に、補修工事の安全対策及び災害時の対応等について定めるものとする（予防規程の作成義務がない場合には、社内規定、マニュアル等に定めること。）。

(10) 変電所等の一般取扱所

変電所、発電所、開閉所その他これに準ずる場所（以下「変電所等」という。）については、次によること。

ア 変電所等に設置される危険物を収納している機器類が、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、遮断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で、機器の冷却若しくは絶縁のための油類を内蔵して使用するもののみであり、他に危険物を取り扱わない場合は、危険物関係法令の規制の対象としないものとするができる。

イ 一般取扱所に該当する変電所等とは、当該変電所等に設置される前アによる機器以外に危険物を取り扱う場合（油圧装置、ボイラー等を設置する場合など）で、前アによる機器で取り扱う危険物を含め、その取扱量が指定数量以上となる施設である。

6 その他の地震対策

一般取扱所におけるその他の地震対策は、第3「製造所」の例による。

第4-1表 類型化された一般取扱所の基準概要

項目	区分	一般取扱所	塗装・印刷・塗布		洗浄		焼入れ・放電加工		ボイラー・バーナー	
			耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画
条文	危険令	19(1)	19(2)①	19(2)①-2	19(2)②	19(2)②	19(2)③	19(2)③	19(2)③	19(2)③
			28-54①	28-54①-2	28-54②	28-54②	28-54③	28-54③	28-54③	28-54③
			28-55(2)	28-55-2(2)	28-55-2(3)	28-55-2(3)	28-56(2)	28-56(3)	28-57(2)	28-57(3)
危険物		制限なし	2類・4類(特殊引火物を除く。)	4類(引火点≧40℃)	4類(引火点≧70℃)	4類(引火点≧40℃)	4類(引火点≧40℃)	4類(引火点≧40℃)	4類(引火点≧40℃)	4類(引火点≧40℃)
			指定数量の倍数	30未満	10未満	30未満	10未満	30未満	10未満	30未満
位置	保安距離	必要	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
			保有空地	3m or 5m	3m	3m	3m	3m	3m	3m
建築物構造	地階	不燃	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
			壁	耐火構造						
建築物構造	柱	不燃	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
			柱	耐火構造						

項目	区分	一般取扱所	塗装・印刷・塗布		洗浄		焼入れ・放電加工		ボイラー・パーナー			
			耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	屋内空地	屋内空地	屋上設置
設備	20号防油堤	屋外タンクのみ設置		容量50%+10%の囲い	容量50%+10%の囲い				容量50%+10%の囲い	容量50%+10%の囲い	容量50%+10%の囲いorしきい	
	20号タンク量								指定数量未満	指定数量未満	指定数量未満	
	安全装置(過熱)			加熱設備に過熱防止装置	加熱設備に過熱防止装置		温度警報装置	温度警報装置				
	安全装置(蒸気)				可燃性蒸気等拡散防止措置							
	安全装置(供給)								緊急時危険物供給自動遮断装置	緊急時危険物供給自動遮断装置	緊急時危険物供給自動遮断装置 稼働時のみ燃料供給する装置	
	その他											設備(タンク・配管を除く。)はキュービクル式

区分 項目	ローリー一充填 (容器詰替) (ローリー一充填)		油圧装置・潤滑油循環装置		切削装置・研削装置		熱媒体油循環装置	
	ローリー一充填	容器詰替	不燃区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画
条文	19 (2) ④	19 (2) ⑤	19 (2) ⑥	19 (2) ⑦	19 (2) ⑧	19 (2) ⑨	19 (2) ⑩	19 (2) ⑪
	28-54④	28-54⑤	28-54⑥	28-54⑦	28-54⑧	28-54⑨	28-54⑩	28-54⑪
危険物	28-58 (2)	28-59 (2)	28-60 (2)	28-60 (3)	28-60 (4)	28-60-2 (2)	28-60-2 (3)	28-60-3 (2)
	アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等を除く液体危険物	4類 (引火点 $\geq 40^{\circ}\text{C}$)	高引火点 (取扱 100°C 未満)	高引火点 (取扱 100°C 未満)	高引火点			
指定数量の倍数	制限なし	30未満	50未満	30未満	30未満	30未満	10未満	10未満
	必要	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
位置	3 m or 5 m	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
	施設を設ける建築物の構造	壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の平家建築物に設置	壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の平家建築物に設置	壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の平家建築物に設置	壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の平家建築物に設置	壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の平家建築物に設置	壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の平家建築物に設置	壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の平家建築物に設置
地階	不可	不可	可 (平家)	可 (平家)	可 (平家)	不可	可 (平家)	不可
	不燃、二方未満	高さ2 m以上の扉又は壁、不燃	不燃	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
柱	不燃	不燃	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	不燃	不燃	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造

項目	区分	ローリー一充填 (容器詰替)		容器詰替 (ローリー一充填)	油圧装置・潤滑油循環装置			切削装置・研削装置		熱媒体油循環装置
		ローリー一充填	不燃区画		耐火区画	屋内空地	耐火区画	耐火区画	耐火区画	
建築物構造	床	不燃	不燃	不燃	不燃	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	はり	不燃	不燃	不燃	不燃	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	屋根	不燃	不燃	不燃	不燃、敷地面積の 1/3以下	不燃	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	上階床	不燃	不燃	不燃	不燃、敷地面積の 1/3以下	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	窓	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	出入口	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	延焼のおそれのある外壁	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	耐火構造 (自閉特定 防火設備)	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	他用途区画	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70mmRC相当の床、壁、出入口 (自閉特定防火設備を 除く。)以外 開口部不可	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	設備	漏洩拡散防止	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に排水溝、油分離槽	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に排水溝、油分離槽	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備
照明換気等		要	要	要 (ポンプ室)	要	要	要	要	要	
排出設備		可燃性蒸気等の滞留のおそれがある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれがある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれがある場合要 (ポンプ室)	可燃性蒸気等の滞留のおそれがある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれがある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれがある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれがある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれがある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれがある場合要
防火ダンパー		要	要	要	要	要	要	要	要	
避雷設備		10倍以上	10倍以上	10倍以上	10倍以上	10倍以上	10倍以上	10倍以上	10倍以上	
設備固定		要	要	要	要	要	要	要	要	
静電気除去装置		要	要	要	要	要	要	要	要	
静電気除去装置		要	要	要	要	要	要	要	要	
静電気除去装置		要	要	要	要	要	要	要	要	
静電気除去装置		要	要	要	要	要	要	要	要	

項目	区分	ローリー一充填 (容器詰替)		容器詰替 (ローリー一充填)		油圧装置・潤滑油循環装置				切削装置・研削装置		熱媒体油循環装置		
		ローリー一充填	ローリー一充填	不燃区画	耐火区画	耐火区画	屋内空地	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画	耐火区画
設備	20号防油堤	—	—	容量50%+ 10%の囲い orしきい	容量50%+ 10%の囲い orしきい	容量50%+ 10%の囲い	容量50%+ 10%の囲い	容量50%+ 10%の囲い orしきい	容量50%+ 10%の囲い	容量50%+ 10%の囲い	容量50%+ 10%の囲い	容量50%+ 10%の囲い	容量50%+ 10%の囲い	耐火区画
	20号タンク量													
	安全装置 (過熱)													過昇温防止装置
	安全装置 (蒸気)													
	安全装置 (供給)													
	その他													